

京都府依存症等対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 京都府における依存症及びアルコール健康障害（以下「依存症等」という。）への対策を総合的かつ計画的に推進するため、京都府依存症等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 京都府の依存症等対策に係る計画の策定、見直しに関すること
- (2) 前号の計画に係る進捗管理、評価に関すること
- (3) 依存症等の各施策の連携に関すること
- (4) その他依存症等対策に関して必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、依存症等対策に関わる委員により構成する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置く。座長は、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総括し、推進会議を代表する。
- 3 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、健康福祉部長が招集し、座長が議長となる。

- 2 推進会議は、原則公開とする。ただし、推進会議を公開することにより、適正な運営に著しい支障が生ずると認められるとき、又は感染症対策上やむを得ないときは、非公開とすることができる。
- 3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第6条 推進会議に専門事項に関する検討を進めるため、次に掲げる部会を置く。部会は、必要に応じて追加することができる。

- (1) アルコール健康障害部会
- (2) ギャンブル等依存症部会

- 2 部会は、依存症等対策に関わる部会委員により構成する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会委員の互選により選出する。
- 4 部会は、座長又は部会長が招集する。
- 5 前各項の規定のほか、部会の運営には推進会議の委員等の規定を準用する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、健康福祉部障害者支援課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月から施行する。